

国内企業等による国内外の特許出願は増加傾向

～平成15年度知的財産活動調査結果のポイントから～

－特許庁－

特許庁は、先頃「知的財産活動調査」結果を発表した。この調査は、平成15年9月1日から30日にかけて、国内の法人、個人、大学等公的研究機関約17,000を対象に実施したもので、我が国企業等の知的財産の実態を定量的に把握することを目的とした、唯一の統計調査である。特許出願は増加傾向にあり、審査請求は2005年には約24万件になる見込みとなっている。――今回の調査結果の概要は次のとおり。

結果の概要

(1) 産業財産権制度の利用状況

○国内企業等による国内外の特許出願は増加傾向

○審査請求は2003年以降増加し2005年には約24万件

○実用新案登録出願、意匠登録出願は特許同様に増加傾向であるが、商標登録出願については2003年以降は横這い

- ・2005年までに国内特許出願は年平均で約3%で増加、審査請求は年平均で約6%増加し2005年には約24万件
- ・外国への特許出願については、特にアジアへの出願が年平均で約8%増加
- ・業種別では、「大学、TLO、公的研究機関、公務」、「個人」が、各々、年平

均で10%以上の出願増、また、審査請求件数については「精密機械」「運輸・公益、情報通信」「個人」が、各々、年平均で10%以上増加

- ・実用新案登録出願、意匠登録出願は特許同様に増加傾向であるが、商標登録出願については2003年以降は横這い

(2) 産業財産権の活用状況

○国内企業等の保有する特許権の6割以上が未利用特許（防衛特許を含む）

○実用新案権、意匠権、商標権については保有する権利の約4～5割程度が自社実施目的の保有

○特許権について所有件数、実施件数、他社への実施許諾件数の全てについて「電気機械」産業が最も多いが、実施

件数の割合は2割以下

- 他社への実施許諾件数の割合については、「精密機械」「サービス」等が高く、「教育、TLO、公的研究機関、公務」は1割未満

- ・国内企業等の国内の特許権について自社内での実施件数は保有件数の約3割、他社への実施許諾件数は1割以下であり、少なくとも保有件数の6割以上が未利用特許（防衛特許を含む）と考えられる。
- ・実用新案権、意匠権、商標権については、いずれも国内の権利について自社内での実施（使用）件数は保有件数の約4割～5割、他社への実施（使用）許諾件数は極めて少ない。
- ・特許権について業種別に見ると、所有件数が最も多いのは「電気機械」産業で約39万件、実施件数が約7.4万件、他社への実施許諾件数が約3.5万件となっているが、所有件数に対する実施件数の割合は2割以下にすぎない。
- ・一方、「精密機械」、「サービス業」、「個人」における他社への実施許諾件数の割合が高い傾向にあり、他方、「教育、TLO、公的研究機関、公務」における他社への実施許諾件数の割合は1割未満であり、他の業種と比較して高いとは言えない。
- ・また、「精密機械」、「電気機械」につ

いてはクロスライセンスによる実施許諾の割合が有償実施許諾と比較して際だって高い。

(3) 産業財産権に関するライセンス収支

- 国内企業等の外国企業からの産業財産権に係るライセンス収支は、約1250億円の黒字
- ただし外国企業からのライセンス収入の約64%がグループ内企業からのライセンス収入であり、グループ外企業との取引では約880億円の赤字
- 相手先地域別でライセンス収入が最も多いのは対米国で約1820億円
- ライセンス収支の黒字が最も多いのは対アジアで約760億円
- 業種別では「化学」、「電気機械」、「輸送用機器」のライセンス収入が多い
- ・国内企業等の外国企業との間の産業財産権に係るライセンス収支は約1250億円の黒字。
 - ・ただし外国からのライセンス収入約3820億円の大半がグループ内企業からのライセンス収入（約2440億円：ライセンス収入の約64%）であり、グループ外企業との取引では約880億円の赤字。
 - ・相手先国の収支では、対米国がライセンス収入：約1820億円で約400億円の黒字、対欧州がライセンス収入：約1110億円で約9億円の赤字、対アジア

がライセンス収入：約770億円で約700億円の黒字であるが、グループ外企業との取引だけに限定すると、対米国は約520億円、対欧州が670億円の赤字であるが、対アジアは約250億円の黒字。

- ・業種別では「化学」のライセンス収入が最も多く約1730億円、「電気機械」のライセンス支出が最も多く約1080億円。
- ・ライセンス収支では、黒字幅が最も多いのは「化学」で約1320億円。

(4) 知的財産活動の体制・費用

- ・国内企業等の知的財産担当者は約3.9万人。うち、約38%が出願系業務に従事。
- ・国内企業等の知的財産活動費は約4460億円。うち、約83%が出願系業務に使用。

(5) 知的財産権侵害に係る訴訟

- ・国内企業等が訴えられるケースは米国企業によるものが最も多く約60%。
- ・国内企業等が訴えるケースはアジア企業に対するものが最も多く約83%。

知的財産権別の外国からのライセンス収入（地域別）

	ライセンス収入（百万円）							
	米国	うちグループ内企業	欧州	うちグループ内企業	アジア	うちグループ内企業	その他地域	うちグループ内企業
特許	169,881	107,286	91,429	50,601	69,605	45,869	12,268	3,935
実用新案	83	82	49	49	63	29	0	0
意匠	2,412	2,405	2,045	2,044	1,052	1,046	1	0
標章	9,350	9,198	17,263	16,832	6,414	4,851	198	145
四法合計	181,726	118,971	110,786	69,525	77,135	51,795	12,467	4,080
著作権	1,025	212	498	88	1,175	153	63	16
うちソフトウェア	144	141	89	84	536	53	16	16
総合計	182,751	119,183	111,282	69,614	78,309	51,948	12,530	4,096

知的財産権別の外国からのライセンス支出（地域別）

	ライセンス支出（百万円）							
	米国	うちグループ内企業	欧州	うちグループ内企業	アジア	うちグループ内企業	その他地域	うちグループ内企業
特許	131,306	26,072	76,179	2,321	756	644	2,411	100
実用新案	0	0	0	0	0	0	0	0
意匠	11	10	36	0	0	0	0	0
標章	10,436	479	35,490	836	10	0	3	0
四法合計	141,753	26,561	111,705	3,157	766	644	2,414	100
著作権	9,537	344	1,045	10	144	21	17	0
うちソフトウェア	7,958	53	720	10	129	21	8	0
総合計	151,290	26,906	112,751	3,167	911	665	2,431	100

スポットNEWS**～消費税の改正のポイント～****－東京国税局－****○事業者免税点の引下げ（改正前3,000万円→改正後1,000万円）**

- ◇ この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されています。
- ◇ したがって、個人事業者については平成17年分から適用され、平成17年分は、基準期間である平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、納税義務が生じます。
- ◇ また、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用され、例えば3月末決算法人の平成17年3月期（平16.4～17.3）は、基準期間である平成15年3月期（平14.4～15.3）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、納税義務が生じます。

○簡易課税制度の適用上限の引下げ（改正前2億円→改正後5,000万円）

- ◇ この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されています。
- ◇ したがって、個人事業者については平成17年分から適用され、平成17年分は、基準期間である平成15年分の課税売上高が5,000万円を超えている場合には、簡易課税制度を適用することはできません。
- ◇ また、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用され、例えば9月末決算法人の平成17年9月期（平16.10～17.9）は、基準期間である平成15年9月期（平14.10～15.9）の課税売上高が5,000万円を超えている場合には、簡易課税制度を適用することはできません。

○総額表示（税込価格表示）の義務付け

- ◇ この改正は、平成16年4月1日からすべての課税事業者に適用されています。

詳しくは、東京国税局ホームページ（アドレス：<http://www.tokyo.nta.go.jp>）の「お知らせ」にある「消費税コーナー」をご覧ください。また、お近くの税務署または税務相談室にお尋ねください。

また、後日、税務署から中央会会員組合に対し文書等で、消費税法改正についての説明会・記帳指導等のご案内がありますので、ご活用いただければ幸いです。